

1 関連条項

(1) 火薬類取締法

- ・第12条（火薬庫）
- ・第13条（火薬庫の所占有義務）
- ・第14条第1項（火薬庫の基準適合義務）
- ・第30条第2項（取扱保安責任者等の選任）

(2) 火薬類取締法施行規則

- ・第13条（火薬庫の新設又は変更の許可申請）
- ・第18条（火薬庫においてする貯蔵の技術上の基準）
- ・第22条～第32条

(3) 通達等

- ・火薬類取締法施行規則第31条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準（昭和35年2月17日通商産業省告示第76号）
- ・火薬類取締法施行規則第20条第5項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫の隔壁の基準（昭和49年2月15日通商産業省告示第52号）
- ・火薬類取締法施行規則第23条第4項及び第6項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準及び火薬庫からもつぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離（昭和49年2月16日通商産業省告示第59号）
- ・火薬類取締法施行規則第5条第1項第1号の3及び第19条第4項の規定に基づき可塑性爆薬に含める物質等を定める告示（平成9年9月26日通商産業省告示第548号）
- ・火薬類取締法施行規則第30条の規定による避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示（平成27年7月6日経済産業省告示第145号）
- ・火薬類取締法と消防法との関係について（昭和25年12月27日化第3437号、国消管発第303号）
- ・煙火等の製造所又は煙火火薬庫に設置する防爆壁等の基準について（昭和35年4月22日35軽局第392号）（防爆壁、防火壁関係）
- ・火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和49年3月2日4

9立局第158号)

- ・ がん具煙火貯蔵庫相互の距離について（昭和49年5月29日通商産業省立地公害局保安課長通知）
- ・ 火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵）（令和元年12月13日20191203保局第1号）
- ・ 火薬類取締法施行規則の一部改正について（平成6年7月29日6立局第230号）

（4）他法令関係

- ・ 建築基準法第27条第3項第2号（耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物）
- ・ 建築基準法施行令第116条（危険物の数量）
- ・ 同 第130条の9（危険物の貯蔵又は処理に供する建築物）
- ・ 電気事業法第39条（事業用電気工作物の維持）
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令第71条（火薬庫内における電気設備の施設の禁止）

（5）火薬類取締事務に係る申請要領

- ・ 第3 火薬類の貯蔵

（6）火薬類取締事務に係る申請書等審査（調査）要領

- ・ 2－（1）一般事項
- ・ 2－（2）－ウ 火薬類の貯蔵

（7）火薬類取締事務に係る許認可等補完基準

- ・ 5 火薬庫等盗難防止設備
- ・ 6 2級火薬庫及び火薬類庫外貯蔵場所の使用期間
- ・ 7 火薬庫の防火設備及び警戒設備